

**第 10 次厚木市総合計画第 1 期基本計画（案）に対する
パブリックコメントについて**

1 意見募集期間

令和 2 年 12 月 28 日（月曜日）から令和 3 年 2 月 3 日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 12 人
- (2) 意見の件数 74 件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数 (件)
1	条例・計画等に反映させたもの	10
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	10
3	今後の取組において参考にするもの	2
4	条例・計画等に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問）	52
	合計	74

4 意見と市の考え方

別紙「パブリックコメントの意見と市の考え方」のとおり

5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 企画政策課
- (2) 連絡先 (046)225-2455

6 結果公開日

令和 3 年 3 月 30 日（火）

別紙 パブリックコメントの意見と市の考え方

「意見の概要」の記載ページは、パブリックコメントで公表した「第10次厚木市総合計画第1期基本計画(案)」における番号です。

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	全体	市民の意見を取り入れ、よくまとめられていると思います。 厚木市が住みやすい、市民のために発展することを期待しています。	本計画の策定に当たっては、ワークショップや意見交換会等を通じて、多くの市民の皆様から御意見をいただき、策定作業を進めてきました。 今後、計画の推進に当たっては、計画の周知に努め、更なる市民協働により、市民の皆様に住みやすさを実感していただけるまちを目指します。	5
2	全体	複数回使用している用語の説明について、初回のみ注釈がついていたり、都度ついていたり、かっこ書きで補記されていたり、使い分けの基準がわかりません。可能な限り統一した方がわかりやすいと思います。 例:P17「コンパクト・プラス・ネットワーク」は当該ページに注釈はないが、P6に有る P35「AYUCO」はP65にも注釈有り P74「ワーク・ライフ・バランス」はかっこ書き 「AYUCO」のように、用語の近くに都度注釈がついているほうが一番わかりやすいのですが、ページ数もかさんでしまいます。初回のみにつける場合は、2回目以降には「XXページ参照」といったように、どこに説明があるのかを示して頂きたいです。用語がすぐに把握できないと、そこで読む気が失せてしまい、せっかくの良い計画ももったいないです。	注釈については、計画冊子において、巻末に用語集として掲載します。 【P.252】	1
3	全体	固有名詞は、なるべくふりがなをつけてほしいです。 特に「5地区別プラン(P107～)」では、文化芸能などには概ねついていますが、細かい地名などにはなく、在住市民でも案外読めないものです。ふりがながあることで「へえ、そう読むんだ」と、在住市民だけではなく、在勤・在学市民の地域への関心につながると思います。 また、外国籍など漢字が不得手な市民のためにも有効だと思います。 例:P114「吾妻坂古墳」 …あずまざか／あづまざか／あがつまさか…	御意見を踏まえ、地区別プランにおける固有名詞等について再度確認を行い、ふりがなを記載します。 【地区別プラン】	1
4	全体	外来語由来の言葉については良くも悪くも「それっぽく」見えてしまうので、日常でもつい使ってしまうがちです。どの語を日本語に置き換えるかの線引きは難しいと思いますが、今一度その言葉の意味を考え、日本語で表現したほうが伝わりやすいかどうか検証して頂きたいです。 例:P74「スキルアップの機会」…能力などを向上させる機会 「個人のニーズに合わせた」…個人の要望に合わせた 「マッチング支援」…お互いの特性を活かした紹介支援	御意見を踏まえ、再度、確認します。なお、計画の策定に当たっては、分かりやすい計画となるよう、使用する単語については、言葉の意味を正確かつ端的に表現できる日本語がある場合には可能な限り日本語で表記し、外来語を使用する際には、言葉の認知度や浸透度も勘案し掲載します。 【計画全体】	1

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
5	全体	この「計画案の策定にあたって」のなかで「(1)人口・財政・社会環境に関する事項」とし「①人口減少社会の到来②超高齢社会の進展③財政の状況④新たな感染症の脅威」、「(2)まちづくりに関する事項」として、「①自然災害への対応②経済・産業構造の変化③交通環境の変化④環境問題への対応⑤社会資本の老朽化⑥広域交通ネットワークの整備⑦市民協働への進展⑧SDGsへの取組」が掲げられています。その上で3つの重点項目として①安心・安全に暮らせるまち②誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができるまち③デジタル化の推進及び支援環境と共生した持続可能なまちとなっていますが、この計画案が当面の第1次の6年間を見据えたものとしては、もう少し具体的、実行可能な計画が必要だと思ふ。	基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するために設定した六つのビジョンに基づき施策の方針や施策体系を定めるものであり、具体的な取組に対しては、実施計画及び各個別計画等に位置付け、推進していきます。	5
6	全体	成果指標について、新型コロナをどの程度想定したものか分かりませんが、緊急事態宣言も延長されることになりそうです。今回の計画の案を作られた時から状況も変わってきていると思いますので、成果指標をもう一度チェックして、実用的な計画にしてください。	御意見を踏まえ、成果指標については、各取組の直近の進捗等に基づき、再度見直しを行いました。 【まちづくりのビジョン別プラン】	1
7	全体	全般を通して見にくく、全体が理解されるような構成になっていない。	計画冊子では、全体を理解していただけるよう構成を検討し、見やすい計画となるよう作成します。	5
8	1 第1期基本計画の概要 (1)計画期間	昨年のいくつかの意見交換会にて、第9次構想の総括が見えない、振り返りが無いなど質問が相次ぎました。その総括などは、次期基本計画の中で示されるものという回答がありましたが、市民からして、9次と10次の計画の連続性、断絶性、到達点、課題など示されなく、大変わかりづらい計画となっています。 特に9次構想の第二期基本計画(2014年～)あたりから、コンパクトプラスネットワーク型都市構造の構想が出ています。従って、9次構想と10次構想の第一次基本計画とのつながりをわかりやすく説明する必要があります。 当時、国が進めた国土形成計画をそのまま、厚木版として受け入れたのではないかという危惧を感じています。	基本計画は、「第9次総合計画」における課題等を踏まえ、策定を進めています。 第9次基本計画については、毎年度、各施策の効果検証を行っており、本基本計画の策定に当たっては、これまでの進捗や効果の検証を、現状と課題において示した上で、これらを踏まえた取組を施策の方向として位置付けています。 また、人口減少社会への対応が全国的な課題となる中、本市においても、人口減少が見込まれることから、これまでの人口増加を前提とした拡大型の都市づくりから、人口減少社会に対応した「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市づくりへの転換が求められてきました。 こうしたことから、「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市づくりに向けた検討を進めてきたものです。	2
9	2 重点項目	「社会経済情勢や～」とありますが、基本構想の12年間、とりわけ第1期基本計画の6年間の大前提となる情勢は「気候危機回避のための2050年ゼロカーボンに向け具体的な施策を計画的に展開すること」と考えます。 そのため厚木市として「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する「宣言」を行い、脱炭素を最重点項目として軸におき、すべての政策・施策を脱炭素へのアクセルになるよう関連付けて欲しいものです。 2050年ゼロカーボン宣言をしている自治体は1月29日の横須賀市を含め211にのぼります。厚木市もぜひ本基本計画をスタートするにあたり、この宣言から行って欲しいと思います。	ゼロカーボンシティについては、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定作業と併せて検討を重ね、令和3年2月に令和3年度施政方針の中で、「2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ」の表明を行いました。	2

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
10	2 重点項目	<p>100年に一度と言われるパンデミックに遭遇して、「総合計画」の見直しには、「様々な分野でこれまでと異なる価値観に立った考え方が必要とされ」（冊子P5）ています。この点で、「案」では「新たな日常」への対応としては、非接触サービスのためのデジタル化推進一辺倒に思えます。</p> <p>今求められているのは単なる「新しい生活様式」にとどまらず、地域の経済社会のあり方全体を問い直す必要があることを明言すべきです。</p>	<p>デジタル化の推進については、将来都市像の実現に向けて分野横断的に取り組む重点項目の一つに設定していますが、新たな日常への対応については、デジタル化のみならず、安心・安全、経済・産業、教育、子育て、地域活動、市民協働など広範な分野において、これまでと異なる価値観に立った考え方に基づくまちづくりが求められているとの認識から、基本構想における策定に当たって留意する点に位置付けています。</p>	2
11	2 重点項目	<p>最近の市政展開のキーワードとして「コンパクト・プラス・ネットワーク」型都市づくりとの英文表現が本案にも多用されていますが、その意味する内実を平易な日本語で定義して明示すべきです。私は、「利便性向上を理由とした中心市街地一極集中を目指すのではなく、それぞれに形成されてきた既存集落、地域生活圏を基礎にしたつりあいのとれた、暮らしやすいまち。生まれ、育ち、学び続けられ、医療と福祉が享受でき、生活利便施設や公共施設が整い、誰もが快適に移動でき、暮らし続け、働き続けることができる循環型まち」が「コンパクト・プラス・ネットワーク」型都市のあるべき姿と理解していますが、よろしいですか。</p>	<p>「コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくり」については、「基本計画策定に当たって留意すべき事項」における「(2)まちづくりに関する事項 ③交通環境の変化」において説明を記載していますが、御意見を踏まえ、関連する補足説明を、計画冊子に記載します。</p> <p>また、本市が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市とは、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市です。お示しいただいた内容と同じくするものと考えます。</p>	2
12	2 重点項目	<p>「設定の背景」として、デジタル化の推進及び自然環境と共生するまちづくりの必要性があり、大変重要な観点と考えます。特に新型コロナウイルス感染症を契機とした「新たな日常」への対応に対する行政サービスの在り方は、市民にとって切実な問題です。同時に行政サービスの在り方のみにとどまらず、行政の在り方、社会の仕組み、生活の中身、働き方など平和的生存権をどのように保障していくかなども深く関連している問題と考えます。</p> <p>コロナ危機を契機に世界の先進国の中で日本のICT化や条件整備がいかに遅れ、国民の中で情報アクセスへの格差がいかにひどいかも、浮き彫りになりました。</p> <p>「新たな日常」への対応をデジタル化の推進という枠だけでなく、情報の届きにくい人々への広く手厚いサービスも含むものとしていただきたい。また、「自然環境と共生するまちづくり」は、コロナ禍の中で今後「推進」でなく、積極的に「実現」していく項目と考えます。</p>	<p>新たな日常への対応については、安心・安全、経済・産業、教育、子育て、地域活動、市民協働など広範な分野において、これまでと異なる価値観に立った考え方に基づくまちづくりが求められているとの認識から、基本構想における策定に当たって留意する点として記載しています。</p> <p>なお、デジタル化において配慮すべき視点として、「情報化推進計画」では、超高齢社会、国際化の進展、災害対応等の場面において、情報通信技術の利活用による格差が生じることのないよう取り組むこととしています。</p> <p>また、自然環境と共生するまちづくりについては、将来都市像の実現に向けた重点項目「デジタル化の推進及び自然環境と共生した持続可能なまちづくり」として、位置付けており、関連施策を分野横断的に積極的に推進していきます。</p>	2
13	3 施策体系	<p>重点項目の説明はありますが、「中長期的な視点」にある「地域包括ケア社会の実現」「SDGsの達成」について内容の記載が見当たりません。説明が必要だと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、中長期的な視点について説明を記載します。</p> <p>【P.34】</p>	1
14	4 まちづくりのビジョン別プラン	<p>それぞれ冒頭にSDGsの17の「目標」の内、該当するアイコンを明示していることは大事なことで賛成です。できれば、その「目標」ごとに設定されている169の「ターゲット」の該当番号（勿論「目標」の主旨を踏まえたオリジナルの「ターゲット」もあるとは思いますが）も合わせて表記できませんか。それが難しければ、P9に続けて付随資料として「ターゲット」を一括表示するなど工夫していただきたい。</p>	<p>基本施策ごとのSDGsのアイコンは、それぞれの施策の推進が資する主な目標を分かりやすく示したものです。169のターゲットの記載ではありませんが、御意見を参考に、計画書冊子において、27の基本政策とSDGsの17の目標との関連が一目で分かる一覧表として掲載します。</p> <p>【P.42】</p>	1

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
15	4 まちづくりのビジョン別プラン	「基本施策」毎に「成果指標」として、「1 市民実感度」「2 代表となる指標」を提示し、現状と第1期基本計画の達成目標値を示していることは、先に議会議決のあった「基本構想」に明記された「根拠に基づいた政策立案」の具現化と解されます。計画の進行管理や見直しに資するために有用だとは思いますが、そのためには少なくとも実施した調査の概要を巻末に掲載するなど、何らかの形で公表していただきたい。加えて、「目標値 令和8年度」はどのような基準で決めたのか説明いただきたい。合わせて、一昨年度実施した「市民意識調査」「市民満足度調査」の結果はどのように反映されているのかについても説明が必要だと考えます。	基本計画策定に当たって実施した市民アンケート結果の概要については、計画冊子に掲載するとともに、市ホームページにおいても掲載します。 また、令和8年度の目標値については、各施策における主な取組ごとの進捗状況や今後の社会・経済情勢及び市民ニーズ等を踏まえ設定しているものです。 なお、昨年度実施した市民意識調査及び市民満足度調査の結果は、基本計画における現状と課題の分析及び施策の方向の設定等に活用しています。	2
16	4 まちづくりのビジョン別プラン 1-1 災害に強いまちの実現	市役所庁舎の移転が2-2地区にほぼ決定ということですが、災害時の災害対策本部となる市役所庁舎は災害リスクの最も小さい地域(例えばぼうさいの丘など)に作るのが望ましいと思います。多くの機能を1箇所に集中する複合庁舎はむしろ脆弱で、拠点を分散できるようにしておいた方がよいと思います。建屋はもちろん再エネを活用したZEB(ゼロ・エネルギー・ビル)で、広域、長期間停電などの災害時にも実効性のある独立型オフグリッド機能を持たせるべきでしょう。	新庁舎の建設地については、災害リスクだけでなく、公共交通機関の利便性や中心市街地の持続可能な発展など、様々な視点から総合的に比較検討し、中町第2-2地区を選定しました。御提案いただいたぼうさいの丘公園は、災害時の活動拠点であるとともに、万が一、庁舎での災害対策本部機能が維持できなくなった場合の代替機能を果たす施設として位置付けています。 また、オフグリッド機能を持たせるべきという御意見については、太陽光発電、蓄電池、ガスコージェネレーション等の電力の多重化への取組や環境に配慮したエネルギーの有効活用について検討します。	5
17	4 まちづくりのビジョン別プラン 1-1 災害に強いまちの実現	災害時の対応・対策が抽象的すぎる。	基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するために設定した六つのビジョンに基づき施策の方針や施策体系を定めるものであり、具体的な取組については「実施計画」及び「地域防災計画」等に位置付け、推進していきます。	5
18	4 まちづくりのビジョン別プラン 1-1 災害に強いまちの実現	想定される大型台風、集中豪雨による洪水・氾濫、土砂崩れ、首都直下型・東南海トラフ巨大地震の際の市民の安全を確保するためのインフラや避難誘導の方策が、はっきりしていない。	基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するために設定した六つのビジョンに基づき施策の方針や施策体系を定めるものであり、具体的な取組については「実施計画」及び「地域防災計画」等に位置付け、推進していきます。	5
19	4 まちづくりのビジョン別プラン 1-3 セーフコミュニティの推進	「セーフコミュニティ」という用語の説明をつけてほしいです。市ホームページ「セーフコミュニティ」にあるような制度の説明や厚木市は平成22年からセーフコミュニティ認証都市になっていることなどがわかると、計画との関連や意義がより明確になると思います。	基本計画において、セーフコミュニティは、「事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できるとの理念に基づく取組」である旨記載していますが、御意見を踏まえ、セーフコミュニティ認証制度と本市の取組の関連等、補足説明について、計画冊子に記載します。 【P.57ほか】	1

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
20	4 まちづくりのビジョン別プラン1-3 セーフコミュニティの推進	セーフコミュニティの市民実感が低すぎ市の政策としてさらに努力が必要であろう。	セーフコミュニティとは、事故やけが等の原因を分析し、市民、事業者の皆様と協働で予防に取り組み、誰もが健康で安心・安全に暮らすことができるまちを目指す取組です。 多くの市民の皆様にご実感していただくには、セーフコミュニティの活動を知っていただくだけでなく、参加いただくことが重要であると考えています。 地域や市民の皆様が市と課題を共有し、活動に取り組んでいただけるよう、広く市民の皆様にご周知するとともに、更なる取組の強化に努めます。	5
21	4 まちづくりのビジョン2「支え合い、生き生きと暮らせるまち」	「住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまち」をいかに実現していくか。「健康寿命延伸の推進」での介護ケアマネジメントの実施、地域医療体制の充実。「多様性の尊重と平和都市の推進」などは是非実現させたい項目です。	住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、基本施策2-1「住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現」に位置付ける取組を着実に推進するとともに、中長期的な視点である「地域包括ケア社会の実現」に基づき、六つのビジョンを横断的に推進していきます。 また、「多様性の尊重と平和都市の推進」については、目指す姿の実現に向け、施策に位置付けた取組を着実に推進していきます。	5
22	4 まちづくりのビジョン別プラン2-1 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちの実現	高齢化社会の進行に伴い高齢者福祉の充実をきめ細かくする施策が物足りない。	基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するために設定した六つのビジョンに基づき施策の方針や施策体系を定めるものであり、具体的な取組については「実施計画」及び「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等に位置付け、推進していきます。	5
23	4 まちづくりのビジョン別プラン2-3 健康寿命延伸の推進	P5で「新たな感染症の脅威」を計画策定の留意点として取り上げていることは当然ですが、「基本施策」たる本項目にコロナの「コ」の字もないのは全く解せません。確かに市内における感染は先の100名を超える院内クラスター発生に見られる通り未だ進行中であるとはいえ、「1 地域医療体制の充実」の項でこの間の経験や教訓も踏まえ、今後の対策(例えば、感染症指定病院である市立病院の体制強化、県保健所や民間医療機関との連携や役割分担、医療従事者の養成・確保策、抜本的なPCR 検査体制の確立、国・県に対する要望など)を提示すべきだと考えます。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【P.70】 【第1期基本計画での取組方針】 ・新たな感染症を始め、あらゆる医療ニーズに対応するため、市立病院など地域医療支援病院と地域の医療機関等との連携により、医療体制の更なる充実を図ります。 【現状と課題】 ・新たな感染症を始め、多様化、増大化する医療ニーズへの対応が求められています。 なお、市立病院は、急性期を担う公的基幹病院としての役割のほか、第二種感染症指定医療機関として、また、災害時には災害拠点病院として、地域の医療を守る役割があります。地域の医療機関と連携を図りながら地域医療を充実させるとともに、新型コロナウイルス感染症のような有事の際には、しっかりとその役割も果たしていきます。 また、引き続き、看護職等の人材確保等、状況に応じて必要な取組を推進します。	1

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
24	4 まちづくりのビジョン別プラン 2-3 健康寿命延伸の推進	公衆衛生の向上の観点から、今後も発生する可能性のある感染症に備え、この間の新型コロナウイルス感染症を奇貨として、医療機関、医療従事者、教育機関、子育て施設、一般市民などへのアンケート調査の実施を「施策の方向」に加えて取り組んでいただきたい。	基本計画は、基本構想で定めた将来都市像を実現するために設定した六つのビジョンに基づき施策の方針や施策体系を定めるものであり、あらゆる感染症に対する具体的な取組に対しては、状況に応じて個別に検討を行います。	5
25	4 まちづくりのビジョン別プラン 2-4 多様性の尊重と平和都市の推進	「1 多様性に対する理解の促進」の重要課題の一つは、SDGs 目標5が目指すジェンダー平等の実現にあると考えます。この点で、「1 多様性に対する理解の促進」に止まらず、セクハラ・パワハラ・DV など人権侵害の根絶、男女賃金差別などあらゆる不平等や格差の是正を目指す具体的施策を打ち出すこと。合わせて、夫婦別姓制度、同性婚承認、性自認の自由、性的マイノリティーに対する偏見差別解消に向けた対策を明示していただきたい。	「人権施策推進指針」において、「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現」を基本理念に掲げ、人権教育・啓発の推進及び相談・支援体制の充実を基本的施策とし、様々な人権課題に対する施策の方向性を明示しています。 また、「男女共同参画計画」において、「男女がお互いを尊重し、いきいきと暮らせる社会を目指す」ことを基本目標として、「安心・安全なくらしの実現」や「男女のあらゆる人権の尊重」など五つの基本方針を掲げ、様々な関連する取組を推進しています。 職場内でのセクハラ・パワハラ等の解決に向けては、夜間に法律相談、心の悩み相談を実施しています。 また、男女賃金格差の解消については、労働基準法に「男女同一賃金の原則」が規定されていることから、必要に応じて関係機関と連携していきます。	2
26	4 まちづくりのビジョン別プラン 2-4 多様性の尊重と平和都市の推進	「2 多文化共生の推進」については、さらに「いかなる人種差別も許されない」との立場を明示し、川崎市、相模原市など他都市の取り組みにも学び、あらゆるヘイト行動を許さない取り組みにも踏み込んでいただきたい。	「人権施策推進指針」において、「自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現」を基本理念としており、人権尊重の重点課題の一つとして、「外国人」を掲げ、差別的な言動等のヘイトスピーチ防止に関する周知・啓発の推進に努めています。	5
27	4 まちづくりのビジョン別プラン 2-4 多様性の尊重と平和都市の推進	「4 平和都市の推進」では、本年1月22日に発効した国連の「核兵器禁止条約」を唯一の被爆国日本として署名・批准するよう政府に働きかける立場を表明していただきたい。合わせて基地被害にもつながりかねない市内上空でのオスプレイの飛行などを許さず、日米地位協定見直しを求める運動を県内自治体と連携して行う決意も明示していただきたい。	国の安全保障の問題については、社会情勢等の様々な状況の変化を踏まえ、憲法の崇高な理念を継承しつつ、日本国民全体での議論が深まることにより、今後の進むべき方向が決定されるものと考えていますので、その推移を注視していきます。	5
28	4 まちづくりのビジョン別プラン 2-4 多様性の尊重と平和都市の推進	厚木市民に占める外国人の割合が徐々に高くなってきているが、不足している労働力を補充するためと、諸国の政情不安などに起因しているものと思うが、中間に入るあっせん業者の監視監督が不足している。	平成31年4月から出入国在留管理庁が新設され、出入国管理・在留管理・外国人材の受け入れなどを行うほか、外国人を雇用する企業や就職を斡旋する機関に指導・助言等を行っているところです。今後については、こうした国の動向を注視していく必要があると考えています。	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
29	4 まちづくりのビジョン別プラン 3-1 学校教育の充実	<p>学校教育の充実には「教育環境の整備」が不可欠です。特に厚木は「教育環境日本一」などをうたっている割には、実感はありません。現在の厚木市の一クラスの人数からして小学校の35人以下学級は全国より早く実現できるはずです。スピードアップして中学校の実現を望みます。</p> <p>少人数学級推進には教室の確保や教職員を増やすことが前提になります。先進国で公費支出が対GDP比で最低ランクを日本は続けています。こういう状況下で小中学校の統廃合(適正規模・適正配置)を検討している厚木市は本気で教育環境を良くし、質の高い教育をしようとしているのか疑います。他市に先駆けて、少人数学級を実現し、せめてOECD諸国平均(小学校21名、中学校23名)に少しでも近づけてほしいものです。</p> <p>合わせて、厚木の教職員の働き方は6割から7割近くが過労死ラインという調査報告があります。この実態を放置しておいて、教育環境日本一になるはずがありません。</p>	<p>教職員の定数については、法律に基づき定められていることから、全ての学年において少人数学級編制とすることは、教員の配置等の問題から現状では困難な状況ですが、本市においては、規定外で配当された教職員の定数を活用し、市独自で全小学校3年生まで、少人数の学級編制を実施しています。</p> <p>文部科学省では、法律を改正し、来年度から5年かけ、学年ごとに段階的に少人数学級に移行することが示されましたが、本市としても、更なる教育環境の充実が必要であると認識しています。</p> <p>教職員の働き方については、令和元年9月に出退勤管理システムを全小・中学校に設置し、教職員の勤務実態を把握するとともに、全教職員のストレスチェックを実施し、セルフチェックができる環境を整えるなど、働き方の改善に努めています。</p>	5
30	4 まちづくりのビジョン別プラン 3-1 学校教育の充実	<p>この「基本施策」を考えるにあたって、現在のコロナ禍で学校教育と現場が経験した教訓や課題を明らかにするべきだと考えます。その最大の教訓は小・中学校における少人数学級の大切さであり、世論の一致するところとなっています。ソーシャルディスタンスを確保するためのネット授業、クラス毎や地域毎の時差登校などの経験、また今後普及されるデジタル端末機器の導入などは少人数学級の実現が、子供達にも、教師側にも不可欠であることを明らかにしました。文科省においても2025年を目指し当面小学校での35人学級へ移行する方針を明らかにしています。厚木市においては、国の基準を超えて3年生までは35人学級を独自措置として先進的に実施していますが、更に6年生までの実施を「第1期基本計画」に位置付けるべきです。すでに国際標準では「25人学級」が言われています。このことも踏まえ、現在進めている「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づく統廃合・再編計画は一旦休止をして、抜本的に再検討すべきです。</p>	<p>現在策定を進めている「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」については、市立小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上に向け、学校規模の偏りや学校施設の老朽化等がもたらす学習・教育環境や学校運営への影響や課題を精査するとともに、将来的に小・中学校が35人学級編制となった場合なども想定した上で、将来にわたって児童・生徒の教育環境の維持向上が図られるよう、適正な学校規模の基準や、規模適正化を図るための方策等を定めるものです。方針策定後は、方針に基づき適切な方策の実施に取り組みます。</p> <p>教職員の定数については、法律に基づき定められていることから、全ての学年において少人数学級編制とすることは、教員の配置等の問題から現状では困難な状況ですが、規定外で配当された教職員の定数を活用し、全小学校3年生までの少人数学級編制を実施しており、さらに、小学校4年生から中学校3年生までについては、学校の実態に応じて、規定外の定数の範囲内で、少人数の学級編制を実施しています。</p> <p>また、中学校の少人数学級編制実施校へ非常勤講師を配置し、きめ細かな指導が実施できるよう取り組んでいます。</p>	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
31	4 まちづくりのビジョン別プラン 3-1 学校教育の充実	市立小・中学校の適正規模・適正配置について少人数学級をより進めて、児童生徒数の減少でも安易に統廃合はしないで欲しい。あくまでも「子どもたちにとっての適正」であるようにしてください。	市立小・中学校の適正規模・適正配置に当たっては、現在策定を進めている「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」において、今後の方向性の整理を進めているところです。 方針では、市立小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上に向け、学校規模の偏りや学校施設の老朽化等がもたらす学習・教育環境や学校運営への影響、課題を精査し、将来にわたって児童・生徒の教育環境の維持向上が図られるよう、適正な学校規模の基準や規模適正化を図るための方策等を定めていく予定です。方針策定後は、方針に基づき適切な方策の実施に取り組んでいきます。 教職員の定数については、法律に基づき定められていることから、全ての学年において少人数学級編制とすることは、教員の配置等の問題から現状では困難な状況ですが、規定外で配当された教職員の定数を活用し、全小学校3年生までの少人数学級編制を実施しており、さらに、小学校4年生から中学校3年生までについては、学校の実態に応じて、規定外の定数の範囲内で、少人数の学級編制を実施しています。 また、中学校の少人数学級編制実施校へ非常勤講師を配置し、きめ細かな指導が実施できるよう取り組んでいます。	5
32	4 まちづくりのビジョン別プラン 3-1 学校教育の充実	学校教育の充実については、教員の過度の負担を軽減化する施策が必要である。	令和2年4月1日に「厚木市小中学校の教育職員の業務を行う時間に関する規則」を定めました。今後、本規則に基づき、教職員の勤務時間の削減に取り組む負担軽減を図っていきます。	5
33	4 まちづくりのビジョン別プラン 3-2 地域での学びを支える社会教育と生涯学習の推進	公民館は地域コミュニティ活動や地域教育の拠点として活用されています。厚木市の公民館は比較的使い勝手が良いといわれています。 現在コロナ緊急事態宣言で閉館となっていますが、オンラインの情報発信ができる環境を整備し、大勢が集まらなくても活動ができるようにしてほしいと思います。(光ケーブル等の安定したネット環境)	具体的な情報通信技術の利活用については、「情報化推進計画」に位置付け、推進していきます。 なお、災害時における避難者等への情報収集支援と施設を利用する方の利便性の向上を図るため、令和3年度に公民館への公衆無線LANサービスAtsugi Free Wi-Fiの拡充を予定しています。	5
34	4 まちづくりのビジョン別プラン 3-3 文化芸術の振興	3-2と同様に文化会館やアミューあつぎでも環境整備をお願いします。(オンラインの情報発信ができる環境を整備し、大勢が集まらなくても活動ができるようにしてほしいと思います。(光ケーブル等の安定したネット環境))	具体的な情報通信技術の利活用については、「情報化推進計画」に位置付け、推進していきます。 なお、新しい生活様式への対応として、誰もが容易にインターネットを利用できる環境の整備については、その必要性を認識しており、環境整備に当たっては、対象者や利用目的なども考慮しながら検討していきます。	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
35	4 まちづくりのビジョン別プラン 3-3 文化芸術の振興	「魅力あるまち」として、「文化芸術の振興」の遅れがあるような気がします。「郷土文化」というより、広く「地域文化」として、歴史・文化にもっと予算をつぎ込んだらいかがでしょう。歴史的建築物、史跡の検証などをマップ化、もっともっと「見える化」が必要と考えます。	関連する取組については、「文化芸術振興計画」に位置付け、推進していきます。 また、本市の「地域文化」の特色については、自然・地理・歴史・民俗などの分野で調査研究を進めており、その成果は、「厚木市史」、各種調査報告書、指定文化財の指定などの形でまとめた上で、あつぎ郷土博物館の展示や講座、「文化財 獨(ひとり)案内」(マップ)として広く発信しています。 今後も、地域の皆様が守り伝えてきた地域遺産ともいべき特色を後世へ継承する取組を推進していきます。	2
36	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-1 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進、 4-2 魅力ある中心市街地等の形成、 4-3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現	市の「公共施設最適化基本計画」で示されているのは、市内中央地区の複合施設建設と中町2-2地区周辺事業、森の里東、酒井土地区画整理事業、依知・山際区画整理事業(計画協議中)などだけとなっています。一方、昭和40、50年代に開発された既存の市街化区域のインフラは老朽化し、少子・高齢化・人口減少の要因により、もはや安心して暮らせるまちではなくなっている地域が各地にあります。全部挙げればきりがありませんが、私の住んでいる宮の里地区はかろうじて、バス路線が継続しているため生活が可能ですが、医療機関、商業施設(商店)がなくなり、高齢者にとって近未来の2040年にはどうなるのかという、不安を抱かずにはいられません。 同じ都市計画税を納付している市民としては、基本的に納得がいきません。凸凹でひび割れた歩道では、車椅子での移動も困難です。市として、計画的に市街化計画道路の補修と下水道の整備を急ぐ時です。	宮の里地区など、日常生活に必要な医療機関や商業施設などの生活利便施設が不足している地域に対しては、生活利便施設の誘導を図り、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市づくりを進めます。 市内にある大規模開発等により整備された地区の舗装等の老朽化が同時に進行している状況にありますので、経年劣化などによる舗装のひび割れや段差については、道路パトロール等により現況を確認し、適宜補修を行っていくとともに、歩道舗装の計画的補修も検討します。	2
37	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-1 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進	厚木市の主要道路幹線については、比較的充実しているが、補完する市道がお粗末すぎて交通渋滞の主たる原因になっている。早期の解決は無理と思うが、一層の努力が必要である。	今後の交通状況の改善に向け、集中する通過交通を分散し、交通流動の整流化を図ることにより幹線道路における走行性の向上や交通混雑緩和を図るため、環状道路の整備を引き続き推進します。	5
38	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-1 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進	コンパクトなまちづくりの推進はいいと思います。高齢化とインフラの老朽化に対して、脱炭素社会実現の方向に沿うように進めてください。	「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において、公共交通の利用促進を図るなど、公共交通とまちづくりの連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市づくりを進めることを掲げ、まちづくりに脱炭素社会実現の視点を取り入れています。	5
39	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-1 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進	自転車の利用をより広めるよう、安全に自転車が通行できる道路やシェア自転車の仕組みを取り入れてほしいです。	「交通マスタープラン」及び「あつぎの道づくり計画」において、セーフコミュニティ及び温室効果ガス削減の一環として、安心安全で快適な自転車走行空間の整備の推進を位置付けています。 いただきました御意見は今後の取組等の参考にさせていただきます。	3

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
40	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-1 誰もが生活しやすいコンパクト・プラス・ネットワークの推進	<p>今次の基本構想全体をつらぬく計画となっていますが、すでに全国でもかなりの自治体や地方都市で推進されているようです。どの自治体、都市もその立地条件、都市成立の歴史的背景、財政状況など同じものはありません。成功事例、失敗事例の検証などおこなわれているのか不明です。都市マスタープランなどでは、一極集中のまちづくりでないと強調しますが、下記の項目など大いに疑問をもっています。</p> <p>①二つの誘導区域が設定されているが、そもそも居住誘導区域外の人々を誘導させることはできない。</p> <p>②私たちの生活は市町村を越えて広がっている。商業施設が郊外立地をすすめる場合、市内中心部へ商業施設を集約しようとしても難しい。</p> <p>③計画の中心は明らかに都市中心部開発に重点が置かれている。</p> <p>④ネットワークが機能しない場合、人為的に住めない地区をうみだす危険性がある。</p> <p>⑤何といっても、市民の生活実態、課題、要望などから生まれてきたものでなく、国土形成計画にある「コンパクトシティ政策の推進」が先行しているのではないか。</p>	<p>コンパクト・プラス・ネットワークの推進については、「都市計画マスタープラン」や「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の策定に当たって、人口密度の分布状況や生活利便施設の立地状況等の都市構造を分析しています。また、市内15地区で実施した意見交換会や市民意識調査の結果等により、地域の現状や課題を把握し、市民の皆様の御意見を踏まえ策定を進めてきました。</p> <p>居住誘導については、本市は、市内全域にバス路線が行き渡っており、市街化調整区域においても交通利便性が確保されている地域も多いことから、市街化調整区域を始めとする居住誘導区域外からの移住を強く促そうとするものではありません。</p> <p>本市が目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市づくりについては、本厚木駅周辺と愛甲石田駅周辺は、都市機能誘導区域と位置付けて都市機能の維持や集積を図っていきますが、都市機能誘導区域外では、バス路線沿線に居住を緩やかに誘導することと合わせて、日常生活に必要なスーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、診療所等の生活利便施設の維持・誘導を図ることで、居住と生活サービス施設の距離を短縮し、誰もが快適に移動でき、地域で暮らし続け、働き続けることができる厚木市ならではの「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の人にやさしい都市を目指します。これは地域包括ケア社会の実現にもつながるものです。</p> <p>また、交通ネットワークの強化のため、主要なバス路線については、運行の定時制、速達性を確保していくとともに、公共交通の利用が困難な地域には、最寄りのバス停までの移動や日常生活の移動に不便を感じている方への移動手段を確保するため、地域特性に合ったコミュニティ交通の導入を検討することを「都市計画マスタープラン」や「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」に位置付けています。</p> <p>なお、先行事例の実証、分析については、平成26(2014)年の「都市再生特別措置法」改正で立地適正化計画制度が創設されて間もないことから、実証、分析できる先行事例が少ない状況ではありますが、今後、「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の進行管理をしていく中で、しっかりと検証していきます。</p>	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
41	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-2 魅力ある中心市街地等の形成	<p>複合施設の建設にあたっては、三川合流地区に接しているため、洪水災害や巨大地震の際には市内中心部の昼間人口の一定数が避難できるように、バスセンターの屋上を都市公園化し、緑あふれる憩いの場としてだけでなく避難所機能を持つ施設としていただきたい。そしてSDGsを冠言葉に使うのであれば、再生可能エネルギーの活用とそのロードマップを明らかにして欲しい。複合施設には消防本部の指令所が同居するのであれば、予期しない非常時・災害時でも市の中枢機能を果たせるよう、太陽光パネルの設置と蓄電池を備え、厚木市がSDGsの実践のまちの顔として、駅を降りたらそのランドマークたる市庁舎が太陽光パネルで覆われているような、インパクトのある施設にして欲しい。そして県や国の公共施設も集中することで、ワンストップのコンパクトシティとなるよう一定の関係機関を誘致していくのは現実的と考える。今後は自動車産業などはEV化が進むため、当市の自動車・同部品製造の会社の撤退も予想され、経済的にも地盤沈下していくことも考えられます。すでに国の「自治体戦略2040構想研究会」では、厚木市の将来人口をマイナス20%と予想しています。ハコモノを維持改修していくとなると更新時にはその体力(財政力)も失ってしまいます。現状ではまだ厚木市は不交付団体ですが、このまま手をこまねいていると、若年層不在の都市となることは想像できます、その時にハコモノの更新が集中することとなり、市民向けの民生費や衛生費が不足し、高齢者や障がい者、外国籍の方などに十分に手を差し伸べられなくなります。</p>	<p>複合施設利用者の避難場所については、厚木バスセンターの活用を含めて敷地内に避難広場の設置を検討していきます。本厚木駅周辺の帰宅困難者の受入れ施設については、近隣のアミューあつぎやレンブラントホテル厚木、東町スポーツセンターを指定しています。今後は、更なる帰宅困難者対策の推進に当たり、本厚木駅に直結する本厚木駅前東口地下道等の既存インフラの活用も検討していきます。</p> <p>また、災害時の電力確保については、太陽光発電、蓄電池、ガスコージェネレーション等の電力の多重化への取組や環境に配慮したエネルギーの有効活用について、検討していきます。</p> <p>公共施設の適切な更新については、御意見のとおり、今後の人口減少・超高齢社会の進展が現実視されるからこそ、「コンパクト・プラス・ネットワーク型」のまちづくりは、市民の皆様の生活利便性の向上、行政コストの削減等を実現するために、推進していかなければならないと考えています。公共施設の更新時に複合化や集約化、多機能化を図ることは、必要な取組の一つであると考えています。</p>	5
42	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-2 魅力ある中心市街地等の形成	<p>「現状と課題」の中の記述、「中町2-2地区においては、新たな集客の核となる図書館、・・・複合施設の整備」を計画・・・は問題のある表現だと考えます。いわゆる複合施設は国・県の諸機関も含む、これまででない施設と言われているものです。「集客」という言葉はなじまないもので不適切表現ではないでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【P.98】</p> <p>【現状と課題】 「中町第2-2地区においては、新たな集客の核となる図書館、・・・」を「中町第2-2地区においては、あらゆる世代の皆様にとって居場所となる・・・」に修正</p>	1
43	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-2 魅力ある中心市街地等の形成	<p>魅力ある街に変貌するために、市役所を駅近くに移転する計画が着々と進んでいるようだが、市の中心街の道路網の貧弱さに輪をかけるような計画である。市街化計画の根本を論議する必要がある。</p>	<p>本厚木駅周辺の将来像については、本厚木駅の特徴やポテンシャルを踏まえ、更なる円滑な交通環境や安全な歩行環境の実現に向け、安心・安全でにぎわいのある市街地の形成に向けた検討を進めていきます。</p>	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
44	4 まちづくりのビジョン別プラン4-2 魅力ある中心市街地等の形成	<p>災害の項目で既述しましたが、行政市庁舎は中心市街地にある必要はありません。市民への窓口業務は各公民館と本厚木駅・愛甲石田駅近くの2箇所があればよく、オンラインサポートを活用すればもっと使いやすい仕組みができるだろうと思います。</p> <p>中心市街地には文化会館や図書館や商業施設などコミュニティの場、「広場」が望ましいです。</p>	<p>新市庁舎の建設場所については、候補地の課題や敷地条件、交通利便性など、あらゆる面での比較検討を行うとともに、市民の皆様や厚木市庁舎建設等検討委員会からの提言等を踏まえ、検討し決定したものです。御意見のとおり、現在、各地区市民センター等において証明書の発行業務等を行っていますが、市の業務には、証明書発行業務のほか、複雑で専門性が高い業務も数多くあります。今後の情報通信技術の革新的発展により、御意見をいただいたオンラインによる対応を各地区市民センターで実施していくことは、引き続き、検討していく必要があるものの、現段階では、15地区市民センターで本庁舎と同様の業務を処理することができるようにするには、多くの経費、人員、時間を投入する必要があります。限られた経営資源(ヒト・モノ・カネ)の効率的配分と市民の皆様の利便性のバランスを考慮し、総合的に判断していく必要があると考えています。</p> <p>複合施設は、「いきいきと生きる日々、すてきな時間を過ごすことができるサードプレイスを目指して「いい日々、いい時間。」を基本理念に掲げており、御意見をいただいたような、あらゆる世代の皆様にとって「コミュニティの場」となる施設を目指していきます。</p>	5
45	4 まちづくりのビジョン別プラン4-2 魅力ある中心市街地等の形成	<p>「中町第2-2地区」に建設予定の「複合施設」及び本厚木駅周辺の市街地整備について意見を申し上げます。</p> <p>現在事業進行中の「複合施設」建設計画は、新型コロナウイルス感染が現出する以前のものです。一度立ち止まって再検討することが必要だと思えます。コロナ禍の最大の教訓の一つは社会活動における「集中から拡散」にあると思えます。現在の案は、「ワンストップによる市民サービス向上」と「まちなかのにぎわい創出」を謳い文句にしていますが、余りにも多機能集中で、新型感染症の続発や激甚自然災害との多重災害時には施設全体の機能喪失、麻痺につながるリスクが懸念されます。「最悪の事態に備えることが危機管理の要諦」だと言われます。リスクヘッジ上何の問題もないとお考えですか。</p>	<p>今後の人口減少・超高齢社会の進展が確実視される中、市民の皆様の利便性の向上や行政コストの削減等を実現するために、「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市づくりは、推進していかなければならないと考えており、コロナ禍を経験した現在にあっても、必要な取組であると考えています。</p> <p>災害対策については、「複合施設等整備基本計画」において、地震、浸水等の災害対応について検討しており、敷地のかさ上げ等の対策を講じることにより、業務継続能力の確保は可能であると判断しています。また、御意見のとおり、「最悪の事態に備え」て、万が一、複合施設の業務継続性に支障が生じる場合には、災害対策本部機能をぼうさいの丘公園へ移転させ、市内全域の災害対応を進めていくことを「地域防災計画」に位置付けています。</p>	5
46	4 まちづくりのビジョン別プラン4-2 魅力ある中心市街地等の形成	<p>本厚木駅南口再開発に続き、北口でも再開発が進められるとのこと。北口は厚木市の顔であり、市の風格・品格を表します。同時に「一番街」など長年親しまれた商業地の存在も大事にされなければならないと思えます。再開発事業資金手当のために、高層マンションを附置したどこにもあるような駅前再開発型の没個性的建物が駅前広場の面前に跋扈するような計画だけは避けていただきたい。</p>	<p>本厚木駅周辺を含む中心市街地のまちづくりについては、「中心市街地の全体構想」にあるまちづくりのテーマ「歩いて楽しいまち」を目指し、良好な歩行空間の整備や、商業・業務、行政及び文化などの多様な都市機能の集積により、誰もが訪れてみたくなる魅力にあふれた市街地を創出していきたいと考えています。</p>	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
47	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-2 魅力ある中心市街地等の形成	本厚木駅周辺が、回遊性のある歩きたくなる魅力的なまちになることが持続的なにぎわいの源泉になると思います。品格のあるシティホール、セイフティーな道路・街路整備とモビリティの確保、個性的な商業娯楽施設、美術館・演劇・音楽など多様な芸術が楽しめる文化施設、樹陰が楽しめるラックスできる都市緑化やポケットパークなど、多元的で分散型のまちづくり計画の検討を望みます。	本厚木駅周辺を含む中心市街地のまちづくりについては、「中心市街地の全体構想」にあるまちづくりのテーマ「歩いて楽しいまち」を目指し、良好な歩行空間の整備や、商業・業務、行政及び文化などの多様な都市機能の集積により、誰もが訪れてみたい魅力にあふれた市街地を創出していきたいと考えています。	5
48	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現	「地域の個性を生かした魅力あるまちの実現」の中心は、産業拠点の整備となっています。近くにある「酒井地区」は広々とした水田地帯ですが、今、造成工事真っ最中です。産業道路、貸倉庫、大型駐車場などとなり、地域にとっての活性化につながるのか。景観の破壊になるのではないかと大いに疑問です。	酒井地区については、組合施行の土地区画整理事業により新たな産業拠点を整備し、企業誘致を進めるため、「都市マスタープラン」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画における位置付けを踏まえ、令和元年9月に市街化区域に編入しています。 産業拠点の整備が進む中で、雇用の創出等により、地域経済の活性化が図られるものと考えています。	5
49	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現	「基本政策」での「目指す姿」や「施策の方向」で、繰り返し「自然景観が保全、継承される」「自然環境との調和」「自然と都市が融合する厚木」などが強調されています。山なみ、森林、川、田畑と融合した集落・まち並み形成こそ厚木市の目指すべき「魅力あるまちの実現」方向であると思います。この点に関して、いくつかの疑問などを申し述べます。 ① 近年、金田、下依知、三田地区などで市街化調整区域内農地において、それぞれ数ヘクタール規模で農地転用許可、開発許可を得て「幹線道路の沿道等における特定流通業務施設」が既に完成、もしくは工事中にあります。巨大とも言えるロジスティックス・倉庫群の林立は、「自然環境との調和」の謳い文句とは余りにかけ離れてはいませんか。	農地転用は、転用可能な農地であるか否か、その必要性、その場所であることの必要性、周辺農地への被害防除措置がとられていること等の審査を経て、許可されるものです。 御意見をいただいた地区における特定物流施設は、圏央厚木IC開設に伴い可能となったものであり、農地転用許可を受けています。 なお、特定流通業務施設等については、「物流総合効率化法」における認定及び「神奈川県土地利用調整条例」の手続が必要となっており、物資の流通に伴う環境負荷の低減や計画的な利用を図り、均衡ある発展と福祉の増進に資することを目的としています。 各種法令等の規定に基づき、自然的土地利用や既存集落の保全等、自然環境との調和を図りつつ、交通利便性が高いという本市の特徴をいかしたまちづくりを進めていきます。	5
50	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現	② 「新たな産業拠点の整備」「みんなが(市民が)できること」「代表となる指標」の内容は「土地区画整理事業」の礼讃に尽きています。これらの事業も市街化調整区域内農地を種地にして「産業用地創出」を優先し、結果として市街化区域へ編入するものです。果たして既存の周辺環境や景観を大きく損なうものになりませんか。	現在、新たな産業拠点の整備に向けて、土地区画整理事業が施行中の森の里東地区及び酒井地区については、それぞれの地区を市街化区域に編入した際に、併せて決定した地区計画において、周辺環境に配慮し、地区にふさわしい土地利用を誘導するという方針を定めていますので、景観を大きく損なうことなく、周辺環境と調和したまちづくりがなされるものと認識しています。	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
51	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現	上記①、②(No.49及びNo.50参照)の現状はとも「地域の個性を生かした魅力あるまち」にふさわしいとは思えません。このことに関わって、市当局は自然的・農業的土地利用と都市的土地利用のバランスをどのように考え、厚木市の土地利用計画の将来像をどのように描いているのですか。ご教示ください。	土地利用については、「総合計画基本構想」における土地利用の方針において、農地の適正管理と保全を図り、農地が有する多様な機能を活用し、豊かな自然環境を保全・活用することとしています。 また、「都市計画マスタープラン」では、基本的な考え方に豊かな自然を守り、いかす都市構造の構築を掲げており、本市の豊かな自然を、広く共有される資産として守り活用していくことが重要であると考えています。 さらに、同計画では、開発等により無秩序な農地転用が進みつつある地区においては、農地や自然環境との調和を図りながら、市民との協働による秩序ある土地利用の誘導を図っていくこととしています。 農業従事者の高齢化や農業後継者の不足等、農業における課題への対応については、「都市農業振興計画」において、農業者や関係機関と協働して持続可能な都市農業の発展に取り組むとともに、「農業振興地域整備計画」において、今後長期にわたり保全していく優良農地の確保等の取組を推進していきます。	5
52	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-3 地域の個性をいかした魅力あるまちの実現	「代表となる指標」には、「森の里東」と「酒井」地区の区画整理事業が掲載されていますが、「山際」と「山際北部」地区の区画整理事業が未記載です。このことは、「第1期基本計画」期間内での事業完了は見込んでいないと判断していると理解して良いですか。	「地域の個性をいかした魅力あるまちの実現」における「代表となる指標」については、基本計画の計画期間内に事業が完了するのではなく、既に土地区画整理組合が設立され、事業が施行中であるため、森の里東地区及び酒井地区を対象としています。 なお、山際地区及び山際北部地区の現在の状況については、組合の設立に向けた検討を行っている段階です。	5
53	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-4 産業・商業の振興	産業・商業の振興については、厚木市は生産拠点都市から近年は物流拠点都市へと変貌しつつある。時宜を得た政策が必要である。	新東名高速道路等の高規格道路の整備による更なる交通利便性の向上に伴い、本市の産業構造が変化していると認識しています。今後についても、社会環境等の変化を的確に捉えた取組を推進していきます。	5
54	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-4 産業・商業の振興	「産業・商業の振興」において、中小企業支援と創業支援の充実があります。中小企業を軽視して、日本のモノづくり、産業は成り立ちません。ドイツ・フランス・イギリスなどに比べ、日本は国の財政支出があまりにも少なすぎです。もっともっと力を入れてください。	中小企業は、本市の雇用と産業を支えていることから、中小企業支援と創業支援は、重要な取組であると認識しています。 個別の施策、取組については「産業マスタープラン」において位置付け、推進していきます。	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
55	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-4 産業・商業の振興	<p>現在も深刻な様相で進行中の世界的パンデミックは日本の経済社会にも大きな打撃を与えていると同時に問題を投げかけています。グローバル経済展開の下で、サプライチェーンが切断されてモノづくりが途絶えたり、生活物資不足が起きたり、インバウンド依存の経済モデルが地域経済を崩壊させました。一方で国民の日常生活とケアを支えるエッセンシャルワーカーの社会的役割が浮かび上がりました。同時に、企業の閉鎖や倒産の続発による失業増大、学生や多くの女性の困窮、家庭生活・企業活動・学校教育などあらゆる場面でのソーシャルディスタンスやリモートワークに見る生活様式の激変、文化芸術活動の危機、消費低下による農林漁業や素材供給業種への打撃などを現出させています。こうして従来の産業経済や社会モデルに根本的検討を突きつけていると思います。</p> <p>しかるに、この「基本政策」の項ではそうした分析や変化への言及はなく将来の厚木市の産業政策の展望がはっきりしない感が否めません。</p> <p>総論的に言えば、今後もありうる感染症パンデミックや激甚自然災害の再来などに備え、地域経済を維持発展させるためのカギとなるのは、足元をしっかりと見つめ、地域資源を生かした循環型の地域内経済の形成を基本に据えた政策を推進することではないでしょうか。「ヒト、モノ、カネ、情報が、使い潰されず、淀まずに、循環し再生され、次世代に続いていく社会」「進化する里山資本主義」抜粋)へ転換する方向、まさに「誰一人取り残さない」を理念とするSDGsの描く持続可能な産業モデルの構築に向かうことではないですか。雇用の大宗を担う中小零細企業や農林漁業をはじめ、市内全域の生産と流通販売など、そこに働く勤労市民を鼓舞し、消費者と結び再生可能エネルギーを含む地産地消、循環型地域経済を膨らませてこそ「新たな価値」「新たな雇用」が生み出されると考えます。</p> <p>そこで、「基本政策」の「現状と課題」と「施策の方向」に関連して質問と意見を申し述べます。</p> <p>近年の厚木市政は「中心市街地活性化」と合わせ、高規格道路とそのインターチェンジ周辺の土地利用促進に最大級の力を注ぎ、よって「産業誘致の促進」を図り、雇用創出と財政基盤の強化を図るとしています。</p> <p>そこで、具体的な地元雇用数の見通し、固定資産税等の増収見通し、一方での道路や公共施設整備費、各種事業補助金、誘致に伴う減免税など市の財政投入、結果としての費用対効果なども合わせてご教示ください。</p>	<p>基本計画は、新たな感染症を含む社会・経済環境の変化等を踏まえ策定を進めています。</p> <p>なお、企業立地に伴い、新たに市民を1年以上常時雇用した場合、雇用奨励金を交付しています。立地した企業の規模や、新設、増設によって、新たに雇用した人数は異なりますが、現在までに7件の交付をしました。</p> <p>また、奨励措置(固定資産税等の軽減)の適用については、平成17年度から開始し、平成18年度から適用となっています。平成23年度からは、それまでの軽減期間が順次終了することにより、本来の課税となり、以後安定的な財源の確保が図られていると考えています。</p>	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
56	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-4 産業・商業の振興	<p>先端技術による成果が生産や社会生活の有用なツールとして活用されることは当然のことですが、そのことと「Society 5.0」(人間中心の社会)なる未来社会論との関連が理解できません。現在、IoT、ICT、AI、ロボット、ビッグデータ、第4次産業革命などが喧伝され、こうした文脈でマイナンバーカード普及をはじめとした行政のデジタル化、さらにはデジタル庁創設などが当然の時代進歩として推進されています。</p> <p>しかしこれらの施策は、常に主権者としての市民の知る権利を始め、デジタルデバイドと言われる情報格差の存在などもふまえた人権保障を明確にし、合意形成を前提にして導入するべきだと考えます。「企業等における生産性向上に向けた取組等を支援します」としていますが、働く者に対する人員削減などの道具となる先端技術開発支援となるなら逆行です。十分な検討が必要だと考えます。</p>	<p>本市における生産性向上に向けた取組等への支援については、「生産性向上特別措置法」(平成30年6月6日施行)に基づき、平成30年7月4日に国の同意を得た「厚木市導入促進基本計画」において、「人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する」と定めています。</p> <p>一方で市内中小企業においては人材の確保が重要な課題となっており、先端設備の導入は課題解決の一つの手法にもなり得ると認識しています。今後についても、企業の状況に応じた支援を実施していきます。</p>	5
57	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-8 農業・林業・水産業の振興	<p>農業・林業・漁業を中心にしてくことこそが、持続可能な市内経済の実現の道であると考えます。遠い道の様だけど、近い道だと思います。</p>	<p>農業・林業・水産業の振興については、その重要性に鑑み、基本施策に位置付けています。計画の取組方針に基づき、着実に推進していきます。</p>	5
58	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-8 農業・林業・水産業の振興	<p>農地有効利用の推進はぜひ進めてほしい施策です。特に新たな担い手になる営農者の経営安定化のためにも、ソーラーシェアリング(営農型対応発電)の普及を進める仕組みを望みます。また市民農園にもソーラーシェアリングを設置できるような仕組みを作り、市民の脱炭素への意識向上につなげられれば、と思います。耕作放棄地を借り上げて市民農園を拡張することなども可能でしょうか。</p>	<p>「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において、「ソーラーシェアリングの推進」を掲げ、実施希望者へ情報やノウハウの提供等を行っていきます。</p> <p>なお、市民農園へのソーラーシェアリングについて、他市で民間団体が実施している例を承知していますが、営農計画と収量の報告の関係から単一作物だけを育てるという条件で一時転用許可を得ています。本市が実施する市民農園は、利用者が希望する作物を自由に育てることができるとしているため、一時転用許可条件を満たすことは困難であると考えています。</p>	5
59	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-8 農業・林業・水産業の振興	<p>さらに20年の期限で宅地化される可能性のある生産緑地の活用を検討して欲しいです。国交省管轄の生産緑地にも市長が認めればソーラーシェアリング設置ができる見込みがあります。防災拠点(停電時の給電スポット)としての機能も持たせられると思います。</p>	<p>ソーラーシェアリングは、農林水産省通知に基づき、原則的に転用ができない農地において、一定の条件の下に一時転用を認めたものです。これに対し、生産緑地は転用可能な土地であり、前述の定義に当てはまらないものであることから、現時点では推進の対象とは考えていません。</p> <p>しかし、生産緑地における太陽光パネル設置に関しては、今後についても制度改正など国の動向や事例について注視・研究していきます。</p>	5
60	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-8 農業・林業・水産業の振興	<p>農産物の6次産業化では、大学との連携を進められるといいと思います。</p>	<p>6次産業化を見据えた、地域産品を加工・販売する仕組みづくりを進める取組において、関係機関等と連携を図りながら研究していきます。</p>	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
61	4 まちづくりのビジョン別プラン 4-8 農業・林業・水産業の振興	「農業・林業・水産業の振興」ももっと力を入れてほしい項目です。地産地消、間伐材の有効利用など、第一次産業の充実あって、はじめて国は成立します。食料自給率を高める方向へ舵をきる時です。	農業・林業・水産業の振興については、その重要性に鑑み、基本施策に位置付けています。計画の取組方針に基づき、着実に推進していきます。	5
62	4 まちづくりのビジョン別プラン 5-1 地球温暖化対策の推進	厚木市として「2050年ゼロカーボン宣言」をしてください。2018年IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の「1.5℃特別報告書」では、気温上昇を1.5℃未満に抑えるには、CO2排出量を2010年比で2030年に45%減かつ2050年には実質ゼロにする必要が示されています。本計画には2030年のCO2削減目標数値が入っていません。現状では非常に高い目標数値となりますが、それを明記し、本気で取り組む必要があることを正しく認識することが必要だと思います。環境基本計画、地球温暖化対策実行計画には数値が記載されていますが(2013年度比で27%削減…これも変更すべき)、総合計画を遂行するすべての行政担当者及び市民が認識している必要があります。その上で具体的な施策を計画・実施して欲しいと思います。 また、意識啓発にはデータを示し、何をやるのがCO2削減になるのかわかるようにしてください。漠然とした掛け声では効果が上がりません。 そして、再エネの創エネ、省エネ、蓄エネ普及のための具体的な仕組みを作ることはもちろんのこと、地域内でのエネルギー循環を可能にする仕組みを構築することを第1期に進めていきたいと思えます。行政と市民活動(さらに企業や金融機関、大学も入れて)協働でプロジェクトを起こしたいと考えます。国(環境省)の補助制度も拡充する見込みであり、活用しながら推進すべきかと思えます。エネルギーにとどまらずお金、仕事(雇用)、また食糧の地域内循環につながるものと考えます。	令和3年2月の令和3年度施政方針の中で、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ゼロカーボンシティの表明を行いました。 なお、基本計画の計画期間が令和8(2026)年までであることから、2030年のCO2排出量削減目標については、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に掲げています。CO2排出量の削減については、総合計画における取組にとどまらず、市民の皆様に、様々な場面において意識いただく事項であるとの認識を共有できるような取組を進めます。 また、地球温暖化対策の効果については、「あつぎチャレンジECOライフ27」など、省エネ行動の啓発にCO2削減効果を示すよう努めており、今後も強化したいと考えています。 地球温暖化対策を進めるに当たり、重要となるのは市民や事業者の皆様に主体的に行動していただくことであると考えていますので、市の支援等を必要とされる場合には、積極的に御相談ください。	2
63	4 まちづくりのビジョン別プラン 5-1 地球温暖化対策の推進	SDGsの太陽光発電では、耕作放棄地での「営農発電」を実施できるように、農協や企業とが結び付くよう市がイニシアティブを発揮していただきたい。	「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において、「ソーラーシェアリングの推進」を掲げ、関連する取組を推進します。	5
64	4 まちづくりのビジョン別プラン 5-2 循環型都市の実現	プラスチック容器ごみの資源化は完全に国内での処理ができていますでしょうか。プラ容器ごみの輸出先がなくなって海洋に流出などの事態の報道もあり気になります。 製品プラスチックごみの試験収集が始まっていますがわかりにくい点も多く、これらの資源化方法・場所、どこまで回収・資源化を目指しているのかなども含めて情報が欲しいところです。	市民の皆様から排出されたプラスチック製容器包装の資源化については、市内で中間処理(分別・梱包)した後、全量を日本容器包装リサイクル協会が引き取り、国内において資源化しています。 また、製品プラスチックの資源化については、現在市内2地区(厚木南地区・相川地区)でモデル地区事業を実施しており、月1回、ごみ集積所で収集し、全量を資源化業者が引き取り、工業製品等に資源化しています。今後については、令和4年度に国が指針を策定する予定のため、その動向を注視・研究していきます。	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
65	4 まちづくりのビジョン別プラン 5-4 緑豊かで美しいまちの実現	公園の新規整備、既存公園の改修にはインクルーシブ公園を採用して欲しい。	誰もが共に遊ぶことができる遊具については、ユニバーサルデザインの観点からも、本市の公園緑地行政として目指すものであり、公園の新規計画時や改修計画時において、導入について積極的に検討します。 なお、導入においては、遊具を設置するスペース確保のため、一定の規模の面積を要する公園であることが必要であると考えています。 また、遊具設置後は多くの皆様に御利用いただくことが重要であるため、福祉団体等を始め多くの方からの御意見を伺い、利用者ニーズの把握等を行い、公園の選定や遊具の種類などを検討します。	5
66	4 まちづくりのビジョン別プラン 5-4 緑豊かで美しいまちの実現	美しいまちの表徴として公園緑地の他に、街路樹も住環境の向上を図るとともに、まちの景観を形作る重要な緑の一つと考えます。 さらにその果たす役割は、交通安全効果、騒音・排ガスの軽減、ヒートアイランド現象への緩和等、大変幅広い。そのことからその整備は他のまちづくりのビジョンへの課題としても引き当てられる項目であり力点を置いて頂きたい。 自宅周辺には、けやき、イチョウ、栃ノ木の街路樹が植栽され、日々の潤いをもたらしている。しかしながら、年々、7～8本枯渇する状態であり、基本計画終了後には、みすばらしい景観が想像される。 昨年、街路樹ガイドライン策定着手の発表を知り、その完成が待たれる。住民にとって街路樹は大事な資産であり、そのガイドラインに沿って新緑、紅葉、冬木立の美しい姿が保たれるよう維持管理を希望します。	街路樹については、大木化した街路樹の根上がりによる歩道の舗装隆起、信号機や道路標識などの視覚不良、街路灯の照度障害など、歩行環境に支障を来していることから、更新や間引きを行うなど、安全で通行しやすい歩行空間を確保し、連続性や統一性、街並みと調和した維持管理を進めます。	5
67	4 まちづくりのビジョン別プラン 6-1 市民参加・市民協働の推進	「市民参加・市民協働の推進」の「目指す姿」に同感です。同時に市民にとって、「情報発信手段の多様化、情報のアクセシビリティ」は今後ますます、必要・重要になると思います。ただ、高齢者の増加、様々な格差社会の中ですべての人々に情報機器環境が十分整っていません。 生身の人間にとって、真に優しい・安全・安心して暮らすには、人手を増やすことが重要です。もっと手厚い人件費支出があってもよいと考えます。 情報機器の有効活用と同時に、遠くへ行くため交通機関を利用しなくても、身近な生活圏に「行政窓口」等があり、情弱者にも丁寧なサービスが届くシステム作りがますます重要になるように思います。	「情報化推進計画」では、情報化を進める上で配慮すべき視点として、超高齢社会や国際化の進展、災害対応等の場面において、情報通信技術の利活用による格差が生じることをないよう取り組むこととしています。 この視点に立った上で、情報通信技術の恩恵を、直接的又は間接的に誰もが享受できるまちづくりを目指します。	5
68	4 まちづくりのビジョン別プラン 6-2 行財政改革の推進	「行財政改革の推進」において、「公共施設最適化の推進」があります。コロナ危機の中で、医療・福祉・保健所機関の重要性があらかになり、自治体の公共施設の役割にも目が向けられています。公共施設の統廃合・更新などを将来負担の軽減などとして財政コスト面だけで考えていくことは大問題と考えます。無駄なコストは削減すべきですが、市民にとって必要な施設には予算をかけ長期間、丁寧に使用すべきです。特に将来負担の重荷となるのは、大規模な開発、施設建設などで特に慎重な計画が必要と思います。	公共建築物については、老朽化や更新時期が集中するなどの課題を踏まえ、平成27年に公共建築物の今後の方向性を定めた計画を策定しました。 今後についても、同計画に基づき、公共建築物の長寿命化に取り組むとともに、地域単位で設置している児童館や老人憩の家、公民館などについては、更新の段階で利用者の状況やニーズ等を踏まえ、行政サービスの拡充に向けた複合化や集約化などを検討します。	5

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	反映区分
69	4 まちづくりのビジョン別プラン 6-2 行財政改革の推進	公共施設最適化基本計画に基づくとしても、地域住民にとっては適正に配置されているかなど特に重要で、市民サービスの低下にならず、市内どこで暮らしても普通にサービスが受けられることが前提で、財政上のコスト優先でなく公共施設の機能・役割を向上させることがこれからの「新しい生活」様式の中では一層必要になると考えます。	公共建築物の老朽化や更新時期が集中するなどの課題を踏まえ、施設の更新時期や複合化・集約化などを検討する対象施設などを位置付ける計画の策定に取り組んでいます。 今後も、同計画の策定や施設の再整備などに当たっては、市民の皆様にご意見を伺いながら検討します。	5
70	5 地区別プラン	各地区の特徴よりも、課題ばかりが目についてしまいます。課題の認識と具体的な取組の記載は必要かと思いますが、地区ならではの良い所や自慢できる所も知ることができる計画であって欲しいと思います。	御意見を踏まえ、各地区における良い所や自慢できる所を知ることができるよう、各地区の特徴に関する記載を加筆します。 【地区別プラン】	1
71	5 地区別プラン	市内どこに住んでいても、どの地区に住んでいても、すべての市民が普通に暮らせるためのサービスが受けられること、そのサービスを一人も取り残さず提供していくのが自治体の役割だと思います。 特に、「南毛利地区」の中に、「地域包括支援センター」を中心に・・・とありますが、全地域の中心になってもよいのではないのでしょうか。地域にとって極めて重要かつ身近なセンターです。せめて、各地区に一つは設置して、事務所の大きさ・設備をもっと充実させる支援・仕組みが必要と考えます。地域コミュニティの核の一つに整備する必要があります。 また、いくつかの地区は「買い物難民状態」になっています。日々の暮らしが脅かされており、これ以上放置されてはいけません。暮らしの身近な地味な部分が軽視されている感じをもっています。	地区別プランについては、各地区での意見交換会における地区の現状や課題の認識を踏まえ、基本計画で取り組むべき主な施策の方向性を示すものです。 地区ごとに現状や課題が異なる部分もありますが、各地域における地域包括支援センターの重要性については認識しており、今後の相談支援体制等の充実については、「地域福祉計画」等の個別計画に位置付け、推進していきます。 いただきました御意見は今後の取組等の参考にさせていただきます。	3
72	5 地区別プラン -2 厚木南地区 主な施策の方向	旭町「やま公園」(5丁目)にホームレスが長く居住、個人の荷物でベンチを独り占めしている。改善を望みます。	ホームレスに対する取組として、社会福祉士によるホームレス自立支援相談を月3回程度実施しています。 引き続き、直接現場を訪れて本人と面談し調査をすることで、状況に応じた就労支援や医療の確保等の自立に向けた取組を行います。	5
73	その他	冊子配布について 今募集の資料は、小鮎公民館では数部ずつ配置されておりましたので、滞在時間を気にすることなく、帰宅して閲覧することができました。本計画案が可決・承認された際には希望者には本庁舎や公民館などで郵送や受け取りができるよう計らってもらえるとう嬉しいです。「1家に1冊総合計画」になったらすてきだと思います。	計画の推進に当たっては、市民の皆様にご広く計画の周知を行う必要があると考えており、いつでも計画が閲覧できるようホームページにおいて公開します。また、冊子を希望される方が入手できるよう、市政情報コーナーにおいて販売する予定です。	5
74	その他	市役所向かいに「平和都市宣言」の小さな碑がありますが、もっと大きなものを目立つ場所に造っていただきたい。	「国際平和と核兵器廃絶を求める都市宣言あつぎ」の推進看板については、本市の様々なイベント、事業等を行う市民の皆様のご憩いの場である厚木中央公園の入口に設置をし、市民の皆様への周知を行っています。 また、平成5年に宣言をして以来、小・中学校や公民館等市内公共施設に都市宣言パネルを掲示するなど、核廃絶及び平和の尊さを啓発する活動を行っています。	5